

令和2年11月11日(水) 場所 委員会室

○出席委員

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 関口 博 | 委員 | 高原 幸雄 |
| 副委員長 | 香西 貴弘 | 〃 | 石塚 陽一 |
| 委員 | 青木 健 | 〃 | 小川 宏美 |
| 〃 | 藤田 貴裕 | | |



○出席説明員

| | | | |
|--------------|-------|-----------------|-------|
| 市長 | 永見 理夫 | まちの振興課長 | 三澤 英和 |
| 副市長 | 竹内 光博 | (兼) 都市整備部特命担当課長 | |
| 教育長 | 是松 昭一 | | |
| 政策経営部長 | 宮崎 宏一 | 都市整備部参事 | 江村 英利 |
| 政策経営課長 | 簗島 紀章 | 都市計画課長 | 町田 孝弘 |
| | | 道路交通課長 | 中島 広幸 |
| | | 下水道課長 | 蛭谷 常久 |
| 総務課長 | 津田 智宏 | 国立駅周辺整備課長 | 関野 達也 |
| 職員課長 | 平 康浩 | 富士見台地域まちづくり担当課長 | 中道 洋平 |
| | | 南部地域まちづくり課長 | 立川 浩平 |
| 健康福祉部長 | 大川 潤一 | 都市農業振興担当課長 | 堀江 祥生 |
| 健康づくり担当課長 | 橋本 和美 | (兼) 農業委員会事務局長 | |
| 生活環境部長 | 黒澤 重徳 | | |
| (兼) 防災安全担当部長 | | | |



○議会事務局職員

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 内藤 哲也 |
| 議会事務局次長 | 波多野敏一 |



○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 第77号議案 令和2年度国立市一般会計補正予算(第9号)案
(歳入のうち所管する部分、衛生費、農林費、商工費、土木費)
- (2) 第81号議案 令和2年度国立市下水道事業会計補正予算(第1号)案
- (3) 第82号議案 財産の無償貸付けについて

2. 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

| 番 号 | 件 名 | 審 査 結 果 |
|-----------|---|-----------------|
| 第 7 7 号議案 | 令和 2 年度国立市一般会計補正予算（第 9 号）案 （歳入のうち所管する部分、衛生費、農林費、商工費、 土木費） | 2.11.11 原案可決 |
| 第 8 1 号議案 | 令和 2 年度国立市下水道事業会計補正予算（第 1 号）案 | 2.11.11 原案可決 |
| 第 8 2 号議案 | 財産の無償貸付けについて | 2.11.11 原案可決 |

○【関口博委員長】 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開きます。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 第77号議案 令和2年度国立市一般会計補正予算(第9号)案

(歳入のうち所管する部分、衛生費、農林費、商工費、土木費)

○【関口博委員長】 第77号議案令和2年度国立市一般会計補正予算(第9号)案のうち、建設環境委員会が所管する歳入、衛生費の一部、農林費、商工費、土木費を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第77号議案令和2年度国立市一般会計補正予算(第9号)案のうち、建設環境委員会が所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。款14使用料及び手数料、項2手数料については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、一般廃棄物許可業者等ごみ処理手数料を減額するものでございます。

款19繰入金、項2基金繰入金については、歳出に連動して、道路及び水路の整備基金繰入金を増額するものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。款21諸収入、項4雑入につきましては、拠出金額が決定したことに伴い、再商品化合理化拠出金を追加するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

44ページから47ページにかけてが、款4衛生費、項1保健衛生費です。44ページ、45ページをお開きください。決算見込みにより、公害対策費に係る職員人件費等を増額するものでございます。

46ページから49ページにかけてが、項2清掃費です。46ページ、47ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症の影響により、環境フェスタを中止したことに伴い、会場装飾委託料を全額減額するものでございます。

50ページ、51ページをお開きください。款6農林費、項1農業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、農業まつりを中止したことに伴い、補助金を全額減額するものでございます。

52ページ、53ページをお開きください。款7商工費、項1商工費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、LINKくにたちを中止したことに伴い、補助金を減額するものでございます。

54ページ、55ページをお開きください。款8土木費、項1土木管理費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、自転車駐車場の利用が減少したことに伴い、還付金を増額するものでございます。

54ページから57ページにかけてが、項2道路橋りょう費です。56ページ、57ページをお開きください。申請件数が当初の見込みを上回ったことにより、分筆測量等費用助成金を増額するものでございます。

項3都市計画費は、施設の臨時休業に伴う契約差金のため、旧国立駅舎まち案内業務委託料を減額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【関口博委員長】 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には、補正予算書の該当するページを発言していた

だきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。

○【香西貴弘委員】 おはようございます。本日はよろしくようお願いいたします。では、私のほうから4点ほど、御質疑させていただきたいと思います。

まず、55ページ、款8土木費、項2道路橋りょう費の狭あい道路拡幅整備助成事業でのことであります。今回、補助金が150万円計上されております。この助成対象の件数と内容、また、どの辺りでの実績のことなのかについて、確認させていただきたいと思います。

○【中島道路交通課長】 お答えいたします。本狭あい道路拡幅整備助成事業でございますが、こちらは建物を建てるときに、建築基準法上、一定の道路幅員が必要ということで、一般的にはセットバックと呼ばれるようなところでございますが、その寄附、または無償借地という形で市が管理するというに伴って生じます測量等の費用助成、また、塀などの撤去の整備工事の助成ということになっております。

今回の助成対象の件数ですが、3件ございまして、谷保地域と東、青柳と、いずれも土地の寄附によるものでございます。内容としましては、分筆するための測量等の費用の助成ということでございます。以上でございます。

○【香西貴弘委員】 4メートル未満の狭隘な生活道路を4メートルにするために、後退地を確保していくと、そういう制度というか、助成金を設定し、実際に、今回、こういう形で出てきたということは、やっと、たしか特に南部地域の話だったと思うんですが、様々、職員の方がいろいろ助成のことを実際に各戸配布しながら、お知らせしながら協力を仰いでいく、そのような様々な御苦労もあったということを、たしか私はどこかのタイミングでお聞きをした覚えがあります。まさにそれが少しずつ実ってきていると捉えてよろしいのでしょうか。

○【中島道路交通課長】 令和元年度に、大体5キロぐらい延長としてはあるんですが、400件、こちらを全てポスティングして、この制度のPRをさせていただきました。また、公共施設にポスター掲示だとか、パンフレットを配置しております。市報、ホームページ等で、またこの辺もPRをしているところでございます。

そういったこともございまして、令和2年度ですけれども、申請者が増えてきているということがございます。実績と致しまして、実際、セットバック分を寄附して、市が整備することによって、隣の人もそれを見ていて私もという形で、何件か申請が今回、上がってきているということもございます。以上でございます。

○【香西貴弘委員】 分かりました。すごく一つ一つ丁寧にやっていく中で、また、協力していただける方も出てくる、また助成をするということをより周知することで、さらに次の展開に結びついていくのかと思いました。ぜひ引き続き、よろしくお願いいたします。

では、次の質疑に移らせていただきます。57ページ、款8土木費、項3都市計画費、目1都市計画総務費の職員人件費等のことでございます。昨日の総務文教委員会のほうでも同じような質疑が、もしかしたらあったのかと思いましたが、一応改めて御質疑させていただきます。

補正第9号、まさにこのタイミングで人件費の補正が出てくるというのは、その辺りの経緯というか、理由を御説明いただければと思います。

○【平職員課長】 人件費の予算につきましては、当初予算の策定については、予算編成時点、例年1月時点で、そのときの職員配置と、あと給料を基に積算をして、各項ごとの総務費に配分する形で

予算計上させていただいております。

このタイミングでというところなんです、予算執行年度中の様々な人事異動であったり、そういった要因によって、当初予算に比べ、必ず人件費については差異が出てきますので、第3回定例会にて、補正予算算定時、これは9月末時点での職員配置等に基づいて、人件費の差から来る当初予算と決算見込みの差を、各目に適正に振り直す作業をさせていただくということで、このタイミングで出させていただいております。

また、時間外手当に関しましては、当初予算においては給料の5%という形で見積りをし、各項ごとの総務費に配分しておりますが、現時点での執行状況や今後の執行見込みを踏まえて、補正予算を出させていただいていると、そのような内容になります。

○【香西貴弘委員】 昨日の質疑の総務文教委員会の中でもお答えになっていると思うんですが、確認です。今、ちょうど時間外のことを言われていたので、時間外に関しては、昨年と比較した場合に減少しているということでしょうか。

○【平職員課長】 現時点では、9月末までの執行状況については、約10%ほどの減少が見込まれているところでございます。

今後については、また、自然災害等、台風等の時期に入ってきます。そういった部分については、なかなか見込みづらいところではございますが、全体としては、今年度中も減少できるんじゃないかと考えております。以上です。

○【香西貴弘委員】 では、次の質疑です。57ページ、款8土木費、項3都市計画費、目1都市計画総務費の2番の都市景観形成推進事業費の印刷製本費のところでございます。これは多分、印刷製本費だけではないと思うんです。いろいろなものが入った上での話ですが、予算額がマイナス119万7,000円の120万1,000円と減額補正されています。

そのマイナスとなった原因というのは、金額が総体の中ではそんなに大きくないものかもしれませんが、この中での減少率では少し大きなものに感じたんです。この辺り、マイナスとなった原因は何なのかをお聞きしたいと思います。

○【町田都市計画課長】 こちらの、まず予算のお話をさせていただきます。昨年度、令和元年度に作成しました国立市都市景観形成基本計画、こちらの改訂版になります、国立市景観づくり基本計画、こちらは有償刊行物になっておりますけれども、こちらの印刷製本費と致しまして、今年度、令和2年度の当初予算として計上させていただいたものでございます。

今回の119万7,000円の減額補正の理由でございますが、2つほどございます。1つは、入札によります設計金額からの落札差額による減、それともう1つになりますが、こちらは発注時に発注内容をもう一度、再精査を行いまして、印刷であります、校正回数を減らすことができましたので、これにより、発注額自体が予算時よりも低くなったことによりまして、今回、減額補正とさせていただいたところでございます。以上です。

○【香西貴弘委員】 分かりました。では、発注時、予算立てしたときと、また、実際の発注時においては、いわゆる求める内容というか、方法に関して実際、差異が出たというか、それによって大きく差が出る結果になったということでしょうか。

○【町田都市計画課長】 先ほど申しました、校正の回数を減らすことができたということでございますけれども、通常、他の計画書などを印刷するときには、3回程度の校正を考えて予算見積りを計上させていただいておりますが、今回、策定業務が終了したときに、策定業者のほう

から納品されたものが、製本にとっても適した成果物となっていたことから、当初、3回校正を考えておりましたが、その辺を精査する中で、1回校正でいけるという判断をしまして、発注時で3回から1回に減らしたことによる設計金額の減ということになります。以上です。

○【香西貴弘委員】 分かりました。前もって、できる限り、そこら辺が詰められていれば、こういう形で、価格も若干抑えられることもあるのかと思いました。承知いたしました。

あと、最後の質疑ですが、57ページ、款8土木費、項3都市計画費、目3開発整備費の旧国立駅舎管理運営事業費のところであります。委託料ということで、旧国立駅舎まち案内業務委託料が、126万6,000円が今回、減額補正されていると思います。これは間違いなくコロナ禍による、恐らく最初の開業時あたりのことでの事業の縮小が影響しているのかとは思いますが、一応その理由と内訳を確認させていただきたいと思います。

○【関野国立駅周辺整備課長】 旧国立駅舎まち案内業務委託料、こちらの減額補正につきまして、その理由なんですけれども、旧国立駅舎につきましては、4月6日に開業いたしまして、その後、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、4月8日より約2か月間、臨時休館することとなっております。

まち案内所の運営につきましては、国立市観光まちづくり協会に委託しておりまして、休館期間中につきましては、施設利用者への案内などの業務が発生しなかった、このことによりまして、契約変更を行い、減額補正をするものでございます。

なお、内訳につきましては、本まち案内業務委託料の契約につきましては、支払い方法を毎月払いとしておりまして、月の支払いが138万1,325円となっております。そのため、4月、5月につきまして、4月分が54万2,817円の減額、5月分につきましては、72万3,165円の減額、合計126万5,982円の減額となったところでございます。以上でございます。

○【香西貴弘委員】 ありがとうございます。

その後、多くの方にお越しいただいて、20万人を超える方々がお越しいただいたということで、本当に、駅前に旧駅舎が再築されたという効果、これは本当に予想以上に大きいんじゃないかと思えます。今後、引き続き、さらにそれをどう周りに波及させていくか、まさにそこが本当にこれから問われることかと思えます。どうかよろしく願いいたします。私のほうからは以上です。

○【石塚陽一委員】 よろしく願いいたします。私も何点かお尋ねしたいんですけど、さきの委員の質疑と大分ダブりますので、簡潔にやります。

まず、商工費関係で、52、53ページのところに、イベントの費用が833万2,000円マイナスと載っております。これは資金の流用とかそういったことはできないのは分かるんですけど、例えば、この3つの事業が、今回は残念ながら、コロナ禍のために実際、開始できなかったということは分かりますけれども、逆に、この費用を持って市民の方々に何かPR活動とか、あるいは商店の広告宣伝などの事業に振り替えるという少し語弊がありますが、向けるような施策をもって代用ということは考えられなかったんでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。いずれも、実行委員会が主催しておりまして、予算上は、そこに対する補助金ということなわけなんですけども、関係者がどの実行委員会も非常に多いということで、まだ第1波の最中に、早めに決断しなくちゃならなかった。人数制限も難しいということもありましたので、実施するかしないかという二択の中で、最後まで実施の方向でできないかというところだったんですけど、断念したという経過がございます。

ほかのものに振り替えるということになると、流用なのでなかなか難しいところがあると思うんですが、今後、既に次年度に向けても動かなくちゃいけない時期に来ておりますので、実行委員会の中で、どんなことができるかというのを検討すると聞いております。

もともと市民がマンパワーを発揮して実施しているもので、いかんせんボランティアということなので、どこまでできるかというのはあるんですが、とはいえ、全国でもいろいろな、国立市内でもいろいろコロナ禍で実施する方策が出てきていますので、私たちのほうでも情報提供させていただきながら、支援したいと思っております。以上でございます。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。今、課長がお答えになったそのものだと思うんです。そういう中において、今年度は残念ですが、できなかつたということを踏まえると、今、次年度についての施策ということですけども、そのときには、今年できなかつた分も少し踏まえるような形の中で、補助金ということを考えて、それぞれ実行委員会に付与するようなことは可能でしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 基本的には、皆様方に事前に意見を頂戴しまして、今、予算を組んでいるところですので、その範囲内ということではありますけれども、新しい取組については、柔軟に声を聞いていきたいと思っております。以上です。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。

では、次は土木費で、54、55ページ、先の委員もお話ししていましたが、道路新設改良費のところでお尋ねいたします。

今、前委員のお話の回答の中に、今年度は約3件出てきたということですけども、例えば、これはこの趣旨から踏まえた中で、事前にある程度、予測的なものは立てられているんでしょうか。それとも、そのときに偶然、市民のほうから湧き上がってきた提案に基づいて、道路の買収費用を踏まえた中で予算を組んでいるかどうかということでお尋ねします。

○【中島道路交通課長】 お答えいたします。平成30年度から、この事業は始まっておりまして、今年度、令和2年度で3年目ということになっております。令和元年度のときも補正を行いました、結局、相手方の都合で中止、延期がございまして、予算執行ができなかつたということがございます。

今回、令和2年度の予算を検討する際ですけども、令和元年度の延長をした分を考慮して、200万の上積みをしているところでございます。しかしながら、今回の補正のとおり、相手の申請が出るか、出ないかというところの正確な予測ということがなかなか難しいということがございます。

今後ですけども、3年ぐらいを目安に実績を積み、考慮しながら、適正な予算執行を組んでいきたいと考えてございます。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。それで、平成30年度からということで、3年目だということですけども、先ほど、課長の御回答の中に、そこでやっていたらうちもということで賛同していただいたという方がいたということです。このことを市民の方で、まだ知られていない状況もあるんじゃないかと思うんです。ですから、その辺りのPRをもっと積極的にしていただければ、道路整備の一環としていいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

3つ目ですけども、都市計画費のところ、56、57ページのところです。入札を行う中で、発注時の校正の回数が減ったということ、先ほども回答で3回予定したけど、それが少なくなったんだということなんです。實際上、それぞれの入札を出すときの条件の中に、内容、項目によっては、最初から校正をそれほどやらなくても済むような案件も推測されるんじゃないかと思いますが、その辺りはどうなんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 一概には申し上げられませんが、昨年、令和元年度に行いました計画の策定業務委託の納品の形につきましては、仕様書の中で文書作成ソフト、皆様が使われているようなソフトでの提出形態でございましたけれども、今回、請け負っていただいた業者さんのほうで、非常にデザインが凝った冊子だったものですので、デザインが印刷時に校正とかで少しずれたり、変わってしまうのが嫌だとか、熱い気持ちがある業者さんで、そこで製本ソフトというのがございまして、製本に適したソフトなんですけれども、そちらのソフトで作っていただいて納品していただけたということが当初と大きく違いました。

ですので、見積り、予算時には通常の文書ソフトでの印刷製本と考えておりましたので、3回程度の校正を考えておりましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、製本ソフトで印刷のほうに出せましたので、校正が非常に少なく済むと、そういう結果となりました。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。非常にいい業者に恵まれたということだと思います。これからもそういう業者を極力選んで、市の仕事をしていただければと思います。私は以上です。ありがとうございます。

○【小川宏美委員】 では、通告に従って、2つ質疑させていただきます。

農林費です。51ページになります。農業まつりの中止のことなんですけれども、今年は本当に天候不順でもあって長い梅雨の時期、そして、加えてコロナの問題で農家の方は本当に御苦労が絶えなかったんだと思っておりました。

それで、農業まつりに関しても、品評会などを開かれることで、農家の皆さんの今年1年を励ます形になれたのではないかと推察したんですが、中止になった経過、過程、実行委員会での話、そして市の決定の過程を教えてくださいませんか。

○【堀江都市農業振興担当課長】 お答えいたします。農業まつりの中止ですけれども、その経過等についてお答えさせていただきます。

非常に苦渋の決断というところがございましたが、農作物の作付等の準備の関係もございますので、7月27日に開催されました第2回農業まつり実行委員会の中で、新型コロナウイルスの影響により、中止するということが決定されました。農業まつりの実行委員会のメンバーですけれども、こちらは地元JAの各生産部会の農家の皆さん、それから農業委員の方々、それからJA職員、それから市職員と、そういったメンバー構成となっております。

その実行委員会中止決定に至るまでには、品評会と野菜即売だけは実施できるのではないかとということも、案としてはございました。ただ、コロナの感染状況が、11月の開催ですので、その時点で感染状況が見通せないということもございましたので、もし開催して、そこで不特定多数の方が参加されますので、感染者が出てしまえば、これは非常に申し訳ないということもございましたので、それから、あと次年度に、開催に影響が及ぶのではないかとということも議論がありまして、最終的には皆さんの総意で中止ということになりました。一応、経緯については以上です。

○【小川宏美委員】 丁寧な御説明ありがとうございました。苦渋の選択だったということがよく分かりました。品評会と野菜即売はできるのではないかとということまで考えられて、結論的には、皆さんの総意で中止にしたということが分かりました。来年はコロナの影響がありますけれども、本当にくにたち野菜は評価が高くなっています。品評会や野菜即売会を含めて、くにたち野菜を市内の方に知っていただくよい機会としての農業まつりが来年は開かれることを私も望んでおります。ありがとうございます。

もう1つの質疑、土木費です。57ページの旧国立駅舎管理運営事業費の金額、補正予算に関してです。開業をして今年、初年度、もう既に段差の解消のスロープのための購入費や修繕費が入っています。少し詳しく説明していただけませんか。何か所ぐらいの修繕になるのでしょうか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 お答えいたします。旧国立駅舎、こちらが4月に開業いたしまして、延べ約20万人というように多くの方に御来館いただいております。そのような中、様々な御意見を頂いております、その中で車椅子を御利用されているしょうがいしゃの団体の方から旧国立駅舎内、または、旧国立駅舎出入口の細かい段差を解消してほしいという御要望を頂いているところでございます。

その後、その団体さんと旧国立駅舎にて複数回、現地で話し合いをしまして、ここで段差解消方法ですとか段差のスロープはどういったものかということが確認できたことから、今回、消耗品費、修繕費ということで補正予算を計上しているところでございます。

何か所という場所ですけれども、事業費につきましては、旧国立駅舎広間におきましての南側の出入口1か所、あとは広間と展示室の境に続く1か所の計2か所。修繕費につきましては、展示室の北側にある出入口のスロープ1か所になります。以上でございます。

○【小川宏美委員】 分かりました。ありがとうございます。けがなどはなかったということの理解でよろしいですね。

○【関野国立駅周辺整備課長】 そのようなけがということはございません。以上です。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。

○【高原幸雄委員】 それでは、53ページの商工費、目2の商工振興費のことで、先ほども他の委員から出ていましたけど、イベントの中止の中で減額されているということで、質疑の経過を聞いていますと実行委員会が決めたと。それはそれで、コロナ禍の下での判断ということもあっていいと思うんですが、実行委員会は、例えばこういう状況ですから、イベントを組む場合の慎重な審議が行われて判断したということになると思うんですが、例えばさくらフェスティバルは4月ですよ。それから、市民まつり、あるいはLINKくにたちということで、一定の時期があるわけですよ。

ですから、取り組む際の実行委員会を早めにやって、いろいろな状況をよく、情報もしっかりと判断して、イベントを決行するか、中止をするかという判断は必要じゃないかと思うんですが、現状はどんな形になっていますか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。特にLINKくにたち、あるいは、さくらフェスティバルは、もう次年度をどうするかというのを話し合っただけでなくちゃならない状況になっておりまして、LINKくにたちにおいては、例年、12月に第1回を開催するんですけども、もう既に、今段階で開催のお話をさせていただいておるところでございます。

さくらフェスティバルも、まだ委員会の時期というところまでは来てはいませんが、とはいえ中身に関しては、既にコミュニケーションを取り始めているところでございます。以上です。

○【高原幸雄委員】 市民まつりなどについては、市内の国立市民だけじゃなくて、近隣の市からもかなり多くの方が来て、1つの国立のある意味では、イベントとしては一番大きなイベントになっているわけで、そういう意味では、非常に開催も歓迎されることだと思うので、ぜひその辺はしっかりコロナ禍の情勢がどうなるかというのは、かなり難しい判断があると思いますけども、実行委員会でも余裕を持ってそういう取組を進める中で、ぜひ来年度については開催できるように、努力をしていただきたいということを要望しておきます。以上です。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 第77号議案令和2年度国立市一般会計補正予算(第9号)案について、賛成の立場で討論いたします。

本予算案は、新型コロナウイルス感染症の影響による増減についての議案が多くあり、当委員会に付する議案は、感染症のために、企画された事業等が三密を防ぐ観点から中止を余儀なくされたためであり、市民の皆さんからしますと、期待を持っていたものであると推測されますが、この状況では悪化を招くとのことで、残念ながら、やむを得ないと考えます。また、市民の皆様方の協力によって生活に関する案件もあり、そういった中で厳しい状況下でありましたけども、ここまで来たということはよかったと思います。

よって、この議案は、その経費等のマイナス補正部分が多くあるので、賛成と致します。

○【香西貴弘委員】 第77号議案令和2年度国立市一般会計補正予算(第9号)案に関しまして、賛成の立場で討論いたします。

本補正予算は、主に4つの点から構成されていると思います。まず、1つは人件費に関する内容。そして、2つ目は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、断腸の思いで、また、やむを得ず中止の決断をしたお祭りやPR事業、また、イベントなどの多岐にわたる中止を受けての減額を反映した補正。そして、3つ目はコロナ禍の影響によって必要となった対策や還付金への対応。そして、4つ目が先ほどの狹隘道路拡幅事業という施策遂行における補助金の計上等からなっていると思います。

まず、最初の人件費に関する内容については、人事異動等の理由で、今このタイミングでの計上となるということに関しまして、了解を致しました。また、時間外手当の推移なども、先ほど少し確認することができました。

また、2つ目のイベント等の多岐にわたる事業の中止については、今回のこれらの決断自体はやむを得なかったし、また、正しかったと思います。来年は、今後の感染状況の広がりや、またワクチンや治療薬の開発、また接種の進捗、さらにコロナウイルスのことに関する知見がさらに深まっていき、多くの方がこのウイルスを正しく恐れながらも、楽しく活動を行っていくことができるような状況を生み出していき、そのことを念頭に開催していく年となることを期待してまいりたいと思います。

また、3つ目のコロナ禍による影響によってという部分ですが、特に自転車置場の利用収入にどのような影響があるのか、長期的な影響となるのか、元に戻るのかなど注視していく必要があるのかとは思いました。

最後に、本委員会所管の今回の補正予算で、いわゆる政策予算からさらに事業施策として進捗が目に見えるような形で現れてきたという意味においては、先ほどの狹隘道路の拡幅事業というのは、非常に金額こそ多くはないですが、前向きな意味を見いだすことができるのかと思いました。4メートルに満たない狹隘道路は交通の安全性、緊急事態での通過、また、輸送などの点で支障を来すことから、その拡幅は必要なことであります。今回の助成金の利用によって、部分的に実現した結果が、さらに利用を呼ぶようになり、目に見える形へと発展していくことを期待してまいりたいと思います。

以上をもって賛成の討論と致します。

○【青木健委員】 私も賛成の立場から、一言討論させていただきたいと思います。

まず、イベントによる活力創出事業、さくらフェスティバル、それから、LINKくにたちの補助金ですけど、事業実施時期からいって、今回の減額の補正というのは、やはり遅いと言わざるを得ないと思いますので、その点は今後、御注意を頂きたいと思います。

なお、委員の中から減額した分ではかに流用という話もありましたが、それはもうとんでもないと。予算の流用、こんなこととするなんというのはとんでもないことであって、それはきちんと何らかのものをやるのであれば、新たな科目を設置してやるというのは、これは予算執行上のルールであるということを申し上げさせてもらいたいと思います。

それと、狹隘道路整備なんですけれども、私ども自民党の会派としても、いろいろな議員から狹隘道路の整備については、様々な角度からの質疑、提言もさせていただきました。今回、私どもの言った20センチ部分の買取りということではないにしても、新たにこれだけ増額の補正をするということが出てきたというのは非常にいいことであると思います。当局の御尽力については、敬意と感謝を申し上げさせていただきまして、賛成の討論と致します。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、説明員の交代がありますので、暫時休憩と致します。

午前10時39分休憩



午前10時40分再開

○【関口博委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(2) 第81号議案 令和2年度国立市下水道事業会計補正予算(第1号)案

○【関口博委員長】 第81号議案令和2年度国立市下水道事業会計補正予算(第1号)案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。都市整備部参事。

○【江村都市整備部参事】 第81号議案令和2年度国立市下水道事業会計補正予算(第1号)案について、明細書により補足説明いたします。

それでは、18ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入でございます。

款1下水道事業収益、項2営業外収益、目2他会計補助金は854万円の減額でございます。これは財源調整によるものでございます。目4長期前受金戻入は118万2,000円の減額でございます。これは令和元年度の工事費などの確定によるものでございます。

続きまして、19ページを御覧ください。収益的収入及び支出の支出でございます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費は1,416万3,000円の増額でございます。これは人事異動及び管渠しゅんせつ委託料の執行見込みによるものでございます。20ページをお開き願います。目4総係費は、1,537万6,000円の減額でございます。主な理由は下水道使用料徴収事務委託料の精算額確定によるものでございます。21ページを御覧ください。目6減価償却費は、140万6,000円の減額

でございます。これは固定資産税の確定によるものでございます。

項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費は649万8,000円の減額でございます。これは償還額の確定によるものでございます。22ページをお開き願います。目2 雑支出は、39万9,000円の増額でございます。これは使用料の還付が発生したことによるものでございます。

項3 特別損失、目5 その他特別損失は、100万4,000円の減額でございます。これは執行見込みによるものでございます。

23ページを御覧ください。資本的収入及び支出の収入でございます。

款1 資本的収入、項1 企業債、目1 公共下水道債は、2,880万円の増額でございます。これは国庫補助金等の減額に伴うものでございます。

項6 補助金、目1 国庫補助金は、3,283万9,000円の減額でございます。これは補助金の内示によるものでございます。目2 都補助金は、164万2,000円の減額でございます。これは国庫補助金と同様の理由によるものでございます。目3 他会計補助金は、854万円の増額でございます。これは主に財源調整によるものでございます。

24ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出でございます。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 管路建設改良費は、573万3,000円の減額でございます。これは地震対策工事費の契約差金によるものでございます。

25ページを御覧ください。項2 企業債償還金、目1 企業債償還金は、658万4,000円の減額でございます。これは償還額の確定によるものでございます。

項5 基金積立金、目1 基金積立金は、481万2,000円の減額でございます。これは財源調整によるものでございます。

最後に14ページをお開きください。令和2年度国立市下水道事業開始貸借対照表でございます。当初予算では地方公営企業会計移行のため、打切り決算の見込額で予定貸借対照表を作成しておりましたが、令和元年度下水道事業特別会計の決算額と、固定資産の評価額が確定したことにより、予定額から確定額に改めるものでございます。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしく願います。

○【関口博委員長】 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を承ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 23ページの国庫補助金の減額理由を教えてください。

○【蛭谷下水道課長】 国庫補助金の減額理由でございますが、市が申請した概算要望に対しまして、国の内示額が、地震対策事業につきましては満額で内示されたのですが、ストックマネジメント事業については、要望額の約77%の内示であったため、補助金の減額補正を行っております。以上です。

○【藤田貴裕委員】 スtockマネジメントのほうが77%だったという理由は何かあるんですか。

○【蛭谷下水道課長】 補助金の内示額の理由なんですけれども、内示額は国のほうが決定しているものでして、内示されたときにどうして、どういう理由で減額されたかというのは、市のほうでは把握していないところでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 このように、見込んだ金額よりも国庫補助金が少なくなるというのは、これは結構あることなんですか。

○【蛭谷下水道課長】 私が下水道課長になってからなんですけれども、今までは100%満額でつい

てございましたが、今年度、令和2年度の補助額から少し厳しくなったのか、内示額が減らされている状況でございます。以上です。

○【江村都市整備部参事】 国の財源でございますので、枠で例えば取っていた額に対して、多分全国からの要望額が多く来た場合に、どうしても差額分で90%なり80%なりの内示ということは、過去は結構多くございました。ここ数年、ほぼ100%の内示で来ていたんですけども、恐らく国の予算の取り合いの中で、国交省の中で、なおかつ下水道のほうの割当て分、これが若干厳しくなってきたのかという見込みを持っているところでございます。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。

○【高原幸雄委員】 今、ストックマネジメントの話が出ましたけれども、24ページでストックマネジメント施設更正委託料というのが入っていますけれども、今現在のストックマネジメント計画の到達点と、今後の計画はどうなっているかというのを教えてもらえますか。

○【蛭谷下水道課長】 スtockマネジメント計画につきましては、平成29年度から第1期分の約22キロの敷設後50年経過した管渠内調査を行ってございまして、それに伴って、実施計画策定、実施設計を行ってございます。

そして、令和2年度から令和6年度までの計画の中で、管渠の内面を被膜する管更生工事と、管渠の敷設換え工事を実施する予定であるほか、第2期分の約19キロの管渠の管渠内調査を令和元年度に実施してございます。そして、2期分につきましては、令和5年度に実施計画の策定を行いまして、令和6年度に実施設計、令和7年度から改築工事を予定してございます。

また、それに引き続きまして、第3期から第6期分の約172キロの管渠内調査を行って、その中で悪いところがございましたら改築工事を行います。それは令和24年度までに完了する予定の計画でおります。

しかし、今後の調査結果によりまして、計画の期間が若干の増減が出るかもしれません。以上です。

○【高原幸雄委員】 今、前の議員からも質疑がありましたけれども、国のいわゆる補助金、そういうものの増減によって、今、課長が述べられた計画というのは大きく左右されることもあるんですか。

○【蛭谷下水道課長】 こちらの事業は年平均で大体4億3,000万円ほどを予定してございますけれども、その中で補助金の増減があれば、計画期間の増ですとか事業量の減とか、そういうものを考えていかなければならないと思います。以上です。

○【香西貴弘委員】 よろしく申し上げます。まず、収益的収入及び支出の部分の支出のほうで、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費という部分と、あと、目4の、これはソウケイ費じゃなくて、ソウガカリ費でいいんですか。総係費、あと、それと資本的収入及び支出の支出の部分にも入っているんですけども、いわゆる人件費というのが3つに分かれているように思うんですが、これはどのような違いによって分けられていると認識しておけばいいのか、改めてお伺いしたいと思えます。

○【蛭谷下水道課長】 人件費に係るものですが、目1の管渠費及び目4の総係費に予算計上されており、そのほか、資本的支出のほうでも予算化しております。管渠費の人件費については、下水道施設の維持に関わる人件費を計上してございます。そして、総係費では下水道施設の維持や建設に関わらない委託料、負担金などの通常事務を行うための人件費を計上してございまして、資本的支出では建設改良費に係る人件費を計上している状況でございます。以上です。

○【香西貴弘委員】 何となくは分かりました。時間もあと思うので、次に行きます。款1下水道

事業費用、項1 営業費用、目4 総係費、節17 下水道使用料徴収事務委託料、1,613万5,000円の減額、結構大きな減額なんだと思ったんですが、これの理由はどのようなものなのでしょう。

○【蛭谷下水道課長】 こちらの徴収事務委託料ですけれども、こちらは東京都水道局と下水道使用料徴収経費負担に関する協定書によりまして、毎年度水道局から示された概算費を委託費として予算計上している状況でございます。

年度内に全額支払い、当該年度の決算額確定後に、翌年度の予算から清算をしているものとなります。令和元年度の委託費につきましても、委託費の確定が決算後となり、確定額の通知が令和2年9月になったことから、支払い済額と確定額の差額を令和2年度の予算で清算したものでございまして、その差額が1,613万5,000円あったということになります。以上です。

○【香西貴弘委員】 理由というのは分かりました。要は後になって返ってる形になったということですね。そういうことですね。分かりました。

あと、もう1つ、質疑に移ります。資本的収入及び支出のところの款1 資本的収入の項1 企業債と項6 補助金の双方、先ほども少し触れられておりましたが、この補助金の双方の増減の額というのがあった、つまり補助金を受けない、もしくは受けられなかったから公共下水道債を増やしてとか、あと、一般会計からの繰入れによって補ったと見えるんですが、実際の内容と経緯はどのようなことか、お聞きしたいと思います。

○【蛭谷下水道課長】 先ほども他の議員さんから同じような御質疑がありましたように、要望額の77%ほどの内示でありましたため、補助金のほうは、補助額が低かったことによる減額補正を行ってございます。そして、下水道債につきましても、補助額が減ったことによりまして、その分を補わなくては行けませんので、その部分で、減った分の補いとして下水道債を増額補正した状況でございます。以上です。

○【香西貴弘委員】 分かりました。最後、もう一点だけ、款1 資本的支出、項1 建設改良費、節34 工事請負費の地震対策工事費、先ほど地震対策ということで、第3期ですか、573万3,000円の減額があったということなんですが、この内容はどのようなものであったのか、念のため、お聞きしたいと思います。

○【蛭谷下水道課長】 この工事は避難場所に指定されております、第一小学校と第八小学校のマンホールトイレの設置工事となります。予算計上時に想定していた小学校敷地内への設置場所が、小学校との協議の結果、想定よりも接続する箇所が、公共下水道管まで延長が短くなりましたので、それが1つの理由になりますけれども、あと、設置する場所に遊具とかそういうものがあつた場合に、それを支障物件で移設をしなくちゃいけないんですが、今回、それもなかったということと、その2つのことで工事費が抑えられたんですけれども、そのほか契約差金が生じたことによりまして、今回の減額補正をさせていただいたものでございます。

○【香西貴弘委員】 最初は、悪い言い方ですが、大ざっぱにやっていると、これぐらいかかるだろうという見込みで、でも実際にやる前に、もう一回、経路とかいろいろなことをやる中で、こういう形だったらここでできるだろうということで、よくよく精査していくと、結果、遊具などの支障物件等も移設する必要もなくなったとか、そういったことで当初よりも減額することができたと、そういうことでよろしいんですか。

○【蛭谷下水道課長】 そのとおりでございます。

○【香西貴弘委員】 分かりました。いずれにしても、マンホールトイレ等、また、引き続き、まだ

他の委員会に所属の方が言われておりましたが、第四小学校がこれからやるかどうかという問題がまだあるわけですね。追加の部分があったり、また、それだけではなくて、今日もしか毎日新聞だったと思うんですが、国がいろいろ調査をしたところ、マンホールトイレとか、いわゆるトイレです。マンホールトイレだけじゃないんですけども、避難所におけるトイレの設置、1つは50人に対して1つ、そのような指針を出しているみたいですけども、それに対して、まだまだ実現できてないところが非常に多くあるということが触れられておりました。

たしか100人に1人という形で、我が市ではやっていると思うんですけども、マンホールトイレについては。その辺り、引き続き、広げられるものは広げていかなきゃいけない、充実させていかなきゃいけないんじゃないかと思しますので、その点だけ要望させていただきたいと思います。以上です。

○【小川宏美委員】 14ページの貸借対照表の中から伺います。今回、固定資産、有形無形ともに、帳簿の見直しをしたことによって、資産が減っていることという理由を議案説明のときなどにも受けました。帳簿の見直しをしたということの、どんなことをした結果、資産が減っているのか、聞かせてください。

○【蛭谷下水道課長】 帳簿の見直しにより補正を行ったということなんですけれども、こちらに関係する項目は、開始貸借対照表の資産の部の有形固定資産の土地、構築物、無形固定資産の施設利用権などとなっております。

これらの補正の主な理由が、過去に下水道工事の際に取得した土地が、既に道路へ移管されていたことが分かりまして、法適用の後ですけれども、再度、土地の資産を精査した結果によって、資産が減額してしまったということになります。主な理由は、今、お答えしたような内容となります。以上です。

○【小川宏美委員】 固定資産の分は分かりました。15ページのほうになりますが、資本の部でも帳簿の見直しにより、剰余金などの面も減っています。負担金や補助金、これは帳簿上のどういう見直しになったんでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】 申し訳ございませんでした。こちらは令和元年度の工事費の確定のほか、ポンプ場の構築物と機械、及び装置の資産を再精査したところ、機械装置の資産が構築物に分けられたことによりまして、資産の変動があったということになります。以上です。

○【小川宏美委員】 じゃあ、かなり帳簿の見直しをして、既に土地じゃなくて、道路に移管していたことで、資産としてはマイナスになったり、また、資本のほうでも、今おっしゃったように、機械装置の資産が構築物に分けられたということで、しっかりと資産や資本の部のことが精査されたということで、分かりました。

もう1つ、伺います。これはストックマネジメントに伴う管渠しゅんせつ委託料が、今回、補正予算なので、300万円増額していたところがありました。ページで言うと、19ページにあります。委託料の、これはどのような理由で300万増額になっているんですか。

○【蛭谷下水道課長】 こちらの増額の理由ですが、令和2年度にストックマネジメント計画によりまして、第1期分の改築工事で、管渠の更生工事を行う箇所があるんですけども、そちらの工事の箇所を、事前調査を行ったところ、管渠内に土砂が堆積してございまして、その土砂を取り除かなければ、工事が行えなくなってしまうため、ここで急遽、そこの工事箇所の管渠内の清掃を行いました。

そのため、今後、予定していました箇所の――管渠の清掃等を予定していたところがあるんですけども、そちらの予算が不足することから、不足分の300万円を増額補正したところがございます。

以上です。

○【小川宏美委員】 管渠内に土砂が入り込んでいた。工事に当たって、それを取り除かなければ、更生工事ができないということだったようですが、これは昨年の台風の影響などのいろいろあつての、今回、特別な土砂の入り込みなんですか。

○【蛭谷下水道課長】 昨年の台風の影響も多少あると思います。

ただ、その前後にも、かなりゲリラ豪雨ですとか集中豪雨がございましたので、そのために土砂が流れ込んだのではないかと考えてございます。以上です。

○【小川宏美委員】 分かりました。ありがとうございます。

○【石塚陽一委員】 重複しないようにします。ここの国立市下水道事業会計補正予算（第1号）の表題文のところで、第7条、利益剰余金の処分というのが載っておりますけれども、これはどのように見たらよろしいのでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】 第7条の利益剰余金の処分につきましては、こちらは地方公営企業法施行令第17条で、予算書に事項を記載するものとされてございますので、今回、議案に記載させていただいております。また、こちらの剰余金に関する金額につきましては、6ページのキャッシュフローの当年度純利益の額が、利益剰余金の額となっております。以上です。

○【石塚陽一委員】 そうしますと、キャッシュフローのところの当年度純利益が3,117万6,000円と、それで、結局は7条による利益剰余金の処分が2,366万1,000円。すると751万5,000円の差が出ますけど、これは過年度で、どこを見たらよろしいのでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】 こちらの差額分ですけれども、こちらは、申し訳ございません、今回の議案と説明書の中には示してございません。こちらにつきましては、令和元年度分に発生した赤字分となりますので、そちらの金額については、今回の議案のほうには載せてございません。以上です。

○【石塚陽一委員】 分かりました。それであれば、今後載せていただきたいと思うんです。議案に添付された諸表に増減額が明示される部分を、次回から載せていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】 おっしゃっていただいたように、今回、初めてのものでございましたので、予算書のものを全て記載してしまったんですけれども、確かに今おっしゃっていただいたように、少し見にくいかなというところがございますので、次回からは必要な部分のみ記載する形で検討していきたいと思います。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。そうですね。それをしないと、結局は個々に出てきている条文の中の数字、先ほどの751万5,000円のマイナスという部分、これは過去の損失の部分だと思うんですけども、こういったものなくして判断とは非常に難しいと思うんです。

あと、最後にもう一点だけ、議会の議決でなければ流用することのできない経費の定めと利益剰余金の処分の根拠はどこにあるのでしょうかということをお尋ねします。

○【蛭谷下水道課長】 こちらは、企業債ですとか議会の議決を経なければ流用することのできない経費、あと、利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法施行令第17条で予算に記載しなさいということがございますので、今回記載させていただいた状況でございます。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。最後にします。いろいろお尋ねする中で、経費の定めは法的には定められていないがというんですけども、これの根拠は何なんですか。問いの5のところ。

○【関口博委員長】 答えられますか。

じゃあ、ここで1時間経過しましたので、休憩に入ります。

午前11時6分休憩



午前11時24分再開

○【関口博委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。下水道課長。

○【蛭谷下水道課長】 先ほどは大変申し訳ございませんでした。質疑の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の定めと、利益剰余金の処分の根拠ということでお答えさせていただきません。

経費の定めは、法的には定められてございませんが、総務省の地方公営企業法の適用に関するマニュアルと、一般財団法人地方財務協会の『公営企業の経理の手引』の中で、予算に計上した給与費の合計が記載の対象となるとなっているため、人件費を本条項に上げているものでございます。

そしてまた、利益剰余金の処分は、地方公営企業法施行令第17条で予算には、この事項を記載するものとするところから、今回、載せさせていただいたものでございます。以上です。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございました。私は以上です。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 第81号議案令和2年度国立市下水道事業会計補正予算(第1号)案について、賛成の立場で討論いたします。

下水道事業会計は、地方公会計システムに移行した最初の補正予算として上程されたもので、予算の弾力性や経営状態や財政状況の把握がしやすいというメリットもあり、行政当局の立場としては、管理しやすい状況が生ずると考えますが、今回の予算書について、非常に見にくい面もあり、それぞれの予算書の増減についての箇所での提案でよかったと考えます。なぜなら、せっかく時間をかけて精査されていますが、議会の委員会での審査におけるチェックは確認できない係数の箇所があったと思います。

しかし、総体的には、公会計方式による明細書により確認できていますので、本議案には賛成いたしますが、今後さらなる改善をお願いいたします。以上です。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、説明員の交代がありますので、暫時休憩と致します。

午前11時27分休憩



午前11時28分再開

○【関口博委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

◇

議題(3) 第82号議案 財産の無償貸付けについて

○【関口博委員長】 第82号議案財産の無償貸付けについてを議題と致します。

当局から補足説明を求めます。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 それでは、第82号議案財産の無償貸付けについてにつきまして、補足説明させていただきます。

資料と致しまして、建設環境委員会資料No.50を提出させていただいておりますので、併せて御参照ください。

議案1、無償貸付けをする財産の(1)は、貸付けをする財産の種類でございますが、土地でございます。(2)所在でございますが、国立市富士見台4丁目38番2の一部でございます。(3)面積でございますが、こちらの664.21平方メートルのうちの133.83平方メートルでございます。

2、貸付けの目的でございますが、地域の自治会が集会所を建築する用地として貸し付けるものでございます。

3、期間でございますが、貸付けの日から30年間となっております。ただし、市、または貸付けの相手方が、貸付期間の満了の日の6月前までに更新をしない旨の通知を行わない場合は、さらに1年間貸付期間を延長するものとし、その後の期間満了についても同様とするとしております。

4、無償貸付けの条件でございますが、集会所の用地として使用するものとし、他の目的に供してはならないとしております。

5、貸付けの相手方でございますが、富士見台四丁目自治会長、中村進様でございます。当該自治会は法人格を有しておりませんので、代表者である自治会長が相手方となっております。

続きまして、お手数ですが、建設環境委員会資料No.50を御覧ください。

当該土地でございますが、国立第二中学校の北西方向約200メートルの位置で、建蔽率40%、容積率80%の第一種低層住居専用地域でございます。

裏面2ページを御覧ください。詳細の図面でございます。敷地の北西側133.83平方メートルの土地を貸し付け、富士見台四丁目自治会が当該用地に約41平方メートルの集会所を建設する予定でございます。

3ページを御覧ください。これまでの簡単な経過をまとめてございます。過去に2度の陳情が出されておまして、1度目が昭和58年に趣旨採択、2度目が平成23年3月に採択とされております。その後、市でも様々な検討を行う中で、平成26年7月になりますが、矢川複合公共施設における集会所機能の設置を検討いたしましたが、困難としまして、催事、お祭り事等の自治会活動に係る当該施設の利用につきまして、前向きに検討させていただくことを御説明させていただいております。

その後も協議を経まして、令和2年1月、本年1月でございますが、老朽化していました既存の当該自治会、小規模集会所に移転の必要が生じたため、陳情採択の代替措置としまして、無償による用地提供につきまして協議を開始し、令和2年8月に自治会の了承を得ております。

最後に5の今後の予定でございますが、12月に土地の事前整備の実施、令和3年2月、土地の使用貸借契約の締結と、集会所新設工事の実施を経まして、3月に既存集会所の撤去という予定となっております。以上が第82号議案財産の無償貸付けについての内容でございます。よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○【関口博委員長】 説明が終わりました。

質疑を承ります。香西委員。

○【香西貴弘委員】 ありがとうございます。第82号議案財産の無償貸付けについてであります。この場合の建物に対して、土地は市が提供する形になると思いますが、建物はこの団体の方がやってくことになるのだと思うんです、準備していくことになると思うんですが、この場合、固定資産税は減免の対象になるのかどうか、その点についてお聞かせいただければと思います。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。今回、無償貸付けさせていただく場所に、委員おっしゃるとおり、1階平屋の集会所、約40平米の建物を自治会さんのほうで建築されるわけなんですけれども、それが固定資産税はどうなるかという件に関して、課税課に確認しましたところ、免除ということです。市税賦課徴収条例第63条及び市の減免取扱基準ということで、減免ということで確認させていただいております。以上です。

○【香西貴弘委員】 免除ということで、承知いたしました。

○【小川宏美委員】 幾つか質疑をさせていただきます。この土地なんですけれども、大変いい場所にあります。富士見台の4丁目38-2、ここはもともと、全体で言うと664平方メートルある土地なんですけれども、本来、市としては、どのように活用していこうと考えていた土地なんでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。この土地は、昭和45年に公立幼稚園建設のために取得したものではありませんが、その後、建設は断念されたという中で、昭和57年から自転車の一時保管場所として利用が開始された。平成20年度に用途廃止されたというところでございます。

その後、活用が決まらなかった場合は売却を目指すという方針が出ていたところでありましたが、今回、自治会との協議を重ねた結果、陳情の議会採択に対する市の対応として、このような議案を提案させていただいたという次第でございます。以上です。

○【小川宏美委員】 質疑しました、一般に売却方針という計画があったという土地だということが分かりました。その売却の方向も随分これは模索していたんですか。非常にいい場所に放置自転車を置いておくには本当にもったいない土地だとずっと見ていたんですけれども。

○【三澤まちの振興課長】 かねてよりいろいろな、今回、議案を提案させていただくに当たって、まちの振興課でも調べさせていただいたわけなんです。いろいろな財産がある中で、この土地についても協議した結果、先ほど申し上げた方針が決まっておったところではございますけれども、その一部、自治会に無償貸借するという活用方法が出てきた、ここが出てきたということですので、その一部については無償貸付けをするということで、その部分について、方針を決めたということでございます。以上です。

○【小川宏美委員】 では、664平方メートルの今回、貸付けをする133以外は、このまま引き続き売却方針にあるということの理解でよろしいですか。

○【津田総務課長】 おっしゃるとおり、期限を決めて活用方法を検討し、決まらなかった場合は売却していくという方針は今も生きてると、そういう状況でございます。

○【小川宏美委員】 分かりました。ここは1平方メートル、幾らの土地なんでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 試算方法はいろいろあると思うんですが、こちらで確認したところ、平米約29万円というところの数字が出てきております。以上です。

○【小川宏美委員】 29万円ということですね。ですから、133平方メートルだと幾らになるわけですか。

○【三澤まちの振興課長】 掛けますと、3,880万という数字が出てきます。以上です。

○【小川宏美委員】 分かりました。この議案は、最初、受けたときに、もちろん陳情がこれまで出されて、富士見台4丁目に集会所が、自治会の場所が欲しいということ、地域から要望があったこともよく知っています。それをずっと模索していたことも分かりましたけども、その流れの中で、富士見台4丁目の自治会さんがなぜ移転するのかという説明に、老朽化ということをして今回の説明では建設環境委員会資料No.50に書いてあるんですけども、当初の説明をそれではなくて、市道第406号線の道路拡幅に伴って、自治会が倉庫を移転し、集会所も移転する。そして、道路拡幅に伴って、物件補償も550万円したという説明も受けました。そのことがあるから、今回、一般に売却方針を持っていた土地を無償貸与、貸付けをするということになったんだと説明を受けたんですが、今回の説明から、なぜ市道406号線の拡幅の件が外れているんでしょうか。

その細い道路は、いなげやさんがあるところですよ。八百屋さんが左側にあって、そこを広げるために、どいていただかなきゃいけないことで市もお金を使い、今度、この場所、富士見台4丁目の38-2を使うことにしたわけですよ。なぜ道路のことを説明から外したんですか。

○【黒澤生活環境部長】 もともと、売却の方針を立てるときが2013年、平成25年に、低・未利用地の活用方針というものがございまして、そのときに菅平の土地ですとか様々、そういったところの未利用地、あさひふれあい広場ですとか、そこと併せてこの土地も検討した結果、ここについては2年間の間、検討して、決まらなければ売却していこうといった方針を定めました。

その後、結局2年たっても決まらなかったんで、平成29年に本当に売却しようと思ひまして、実際に測量の費用ですとか、そういったものを組ませていただきます。しかしながら、一旦それは減額補正し、翌年も実施計画で積み残しているんです。

この間、何でそこを売らなかったかということなんですけども、結局、陳情を受けた集会所のお話や、あるいは保育園のニーズが高まってきたことがありまして、そういったところの保育園の用地とか、そういったものに使えないかといったことで様々、模索しておりました。集会所をなぜ、ここで建てなかったかということなんですけれども、結局、それは市の公共施設マネジメントの方針等もございまして、陳情の採択は受けたものの公共施設の面積を増やすわけにいかないといったこと等もありまして、なかなか難しかったということがございます。

しかしながら、ここで、今回、道路の拡幅等に当たりまして、補償等も入ることから、富士見台四丁目自治会さんが自力で要するに建てる費用をお持ちになってございます。したがって、市の公共施設等が増えるわけでもありませんので、検討した結果、市のここの用地を無償で貸し付けさせていただくと。しかしながら、建てるに当たり、資金については富士見台四丁目自治会さんが用意されるといったことの決着を見たところでございます。以上でございます。

○【小川宏美委員】 そのことは分かりましたが、私の質疑は違います。市道406号線の拡幅の事業というのを今回の説明から外したのは何の理由なんですかと聞いたんです。

○【黒澤生活環境部長】 無償の貸付けと拡幅による移転が直接関係していないと判断したからでございます。以上でございます。

○【小川宏美委員】 私は説明を受けたときから、通告も富士見台の土地、市の土地活用と富士見台のまちづくり等から見て、通告ということで出したわけなんです。道路の拡幅と、私は倉庫や自治会が移すということ、そして新しい場所を得るということと道路拡幅は、完全に説明を受けたときに非常に納得しましたし、関連があると思っていたんですが、なぜ今回、それを外したのかということは、今の説明ではあまりよく説得されないんですが。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。今回の議案は、あくまで無償貸付けをするという話なわけなんです。何で無償貸付けをするんですかと問われれば、それは陳情を頂いて、議会のほうで採択していただいたので無償貸付けをするんですという非常に単純な話なわけなんですけども、じゃあどうして、移転というのはきっかけとしてはあった。なので、事前の説明ではそのような話をさせていただきましても、今回、議案ですので、直接関係のあるもののみを抽出してお話しさせていただきました。別にあえて外してとかという意図はないです。以上です。

○【小川宏美委員】 そうしますと、最初に議案説明を受けるって、すごく大きいことだと思うんです。非常に重要、そこから得る情報によって、こちらはいろいろ考えるわけです。通告も用意するわけですから、道路の拡幅事業によって、自治会の倉庫が移転し、補償も契約を交わして、そこに市としてお金も払ったということを説明しておいたのを、単なる老朽化という言い方で変えるにしては、富士見台のまちづくりは今、本当に、4丁目のまちづくりは大きく動きますので、そのように私は理解して、道路の問題も生活道路として造る。そのことと今回の集会所の無償貸与は関係していると思って自然にいたんですけど、議案説明でした説明と、実際に出てきた議案の経過を変えるというのは、私はかなり大きなことだと思うんです。

そこはあまり大したことじゃない、関係していないと言われても、私は非常に関係していると思うんですけれども。そのように面的に変わっていくから、あえて無償貸付けもしたんだとして理解していて、そのことは通じませんか。

○【三澤まちの振興課長】 例えば、移転の補償を原因としてこの措置をしていけば、いや、それは説明不足ですという御指摘も分かるんですが、移転は移転ですし、あくまで拡幅はきっかけにしかすぎないということなので、例えば、審議していただいているわけですから、拡幅を原因に議案が通らないということになると、富士見台四丁目自治会の方たちにとっては関係ない話ですから、そういう意味では、問題を整理するために、改めてどのように説明させていただくのが委員の皆さんに御理解していただきやすいかということをお我々なりに考えて、まとめた資料がこの説明だったということで御理解いただければと思います。以上です。

○【小川宏美委員】 では、最初に説明した市道406号線の拡幅事業は、その後、一度議員全員に説明したけれども、見直して、今回の無償貸付けとは離れたということの理解でいいんですか。

○【関口博委員長】 待ってください。今のは確認ですね。確認ですね。

○【小川宏美委員】 確認です。

○【三澤まちの振興課長】 資料としては、最終的にこのような形で説明させていただいているということでございます。以上です。

○【小川宏美委員】 では、そのように受け止めておきます。ただ、頂いた情報は結構、精査された上で、こちらの議員に説明されていると思っておりましたので、その後、経過として、経過というのは非常に大事だと思うんです。陳情採択し、406号線の拡幅事業に伴って、新たに今回、売却すると思っていた土地を、方針を変えて無償貸付けをするという経過になったと、ここを最初に説明するときの情報を何するかは、これまで以上に精査をしてくださるようお願いいたします。

もう1つ、質疑なんですけど、住民の自治というか自治会の活動を支援したいという思いは非常に分かるんですけれども、そのことで、今回、ホームページを見てみました。国立市にどのような自治会、町内会があるか見てみましょうという説明の上になされているここに、富士見台四丁目自治会が載っていません。私の自治会も載っていませんけども、非常に限られた自治会しか載っていない

のは、今回、特に議案になるときにホームページを見たときに、富士見台四丁目自治会の紹介もない。これは何ででしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 もともと自治会を紹介するページというのは設けておりませんでした。

ただ、地域の会長の皆さんにお集まりいただいて、より私たちとしても地域の方が自治会に入っただくように支援を差し上げたいということで、まずは地図を載せました。区域と名称、なので区域と名称に関しては、全自治会を私たちが把握しているものは載っております。それだけではなかなか分からないというところで、会長様皆様に呼びかけて、ぜひ市のホームページに皆さんのPRを載せてくださいということでお願いをしたのが、今おっしゃっているページです。

ですので、自治会によってはそういったことが得意な方がいれば、載せてくださいという方もいらっしゃるし、そういったことがなかなか苦手なんだということがあれば載せていないと、それは自治会によってまちまちでございます。とはいえ、もし相談があれば、私どものほうでも、技術面での、あるいは内容面での支援は十分させていただくというところで進めております。以上です。

○【小川宏美委員】 ただ、国立市の自治会を紹介しますというホームページです。そこに富士見台四丁目自治会の紹介もない、私の自治会もないんですけども、そこに書かれているということは本当に細かな詳細じゃなくて、ただ、自治会名と年会費と連絡先、あと備考のところは活動がリンクして飛ぶような形になっているところに、今回、土地まで貸与する富士見台四丁目自治会の紹介があったほうがいいんじゃないですか。

○【関口博委員長】 ちょっとお待ちください。小川委員、今、議案と少し離れているようですので、質疑を少し変えていただけますか。

○【小川宏美委員】 今回、貸与する自治会の活動、実績などが、どの程度のものであるかは紹介してあるほうが私はいいと思います。その辺についてはどうですか。

○【関口博委員長】 小川委員、先ほどの答弁で、各自治会が紹介するようになっているという答弁があったんですけども、それ以上の答弁が何か必要ですか。今の質疑を聞いたときに、それ以上の答弁が何かあるのかと思ったんですけども。それ以上の答弁が必要なんですね。小川委員の質疑の内容が。

○【小川宏美委員】 変えてくださいと言われたので、一応変えたつもりだったんですけども。

○【関口博委員長】 もう一度、じゃあ、言っていただけますか。

○【小川宏美委員】 富士見台四丁目自治会に、国立市の土地を貸与するわけですから、国立市が作っている自治会紹介のホームページに、富士見台四丁目自治会も入っている、自分のところだけ載せてくださいという方だけ書いてあると、非常に誤解を生むと思って質疑したんです。

どんどん自治会の活動を応援するという意味の、今回の貸与なんですから、載せたいところだけ載せているというのじゃなくて、もっと広く声をかけて載せたらどうですか。

○【三澤まちの振興課長】 そのホームページが、この議案を出すための説明のページだとすれば、議題の話ですし、私たちも納得いくところなんですけども、ホームページの目的が全く違うところですので、議題外ではないのかとは、私としては思うんですけども。なので、自治会の活動内容をお知りになりたいということであれば、こちらで答弁させていただきたいと思います。以上です。

○【関口博委員長】 今の当局の説明は、私が整理しなきゃいけないことだと思うんです。今のよう

に、議案の内容について質疑をしていただくようお願いします。

質疑を続行されるのであれば、小川委員、どうぞ。

○【小川宏美委員】 このホームページは、今、私が質疑をしているまちの振興課、コミュニティーの係の課長に答弁していただいているんですから、今回の財産の無償貸付けというのは、住民自治の活動を、自治会の活動を応援する大変重要な中身だと思っています。その意味での議案提出でもあると思いましたので、富士見台四丁目自治会の活動も含めて、しっかりと活動があるんですから、そこを示しておいたほうが、連携も取れて、私たちも貸付けについて賛成を、非常にスムーズにしやすくなるという意味で質疑しました。

○【関口博委員長】 よろしいですか。高原委員。

○【高原幸雄委員】 それでは、通告で何点か項目を出しておりますので、それに基づいて質疑をさせていただきます。

最初に、今、前の委員も質疑しておりましたように、現在の無償貸付けをする土地の利用計画というのは、どうなっていたのかと、先ほど未利用地という言葉もあったし、経過で行くと、確かに説明の3ページの経過は、それはそれで事実経過ですから分かるんですけど、もともと土地の購入は、国立市が昔、幼稚園用地として購入したということも事実ですよ。

その後、何でこの土地が有効活用されて、目的を持った土地として活用されてこなかったのかというのが不思議なんですけど、それはどういうことなのか、まず。

○【永見市長】 これは歴史的な事実になるので、お答えさせていただきますが、当時、東京都は美濃部さんが都知事で、国立市は石塚さんが市長さんでした。そして、美濃部さんが自分の政策として、幼稚園をぜひ造っていくんだと、子供たちが大幅に増えている、第2次ベビーブーム、44年ですからちょうど昭和20年代前半に生まれてきた人たちが、ちょうど二十幾つになって、子供たちがどんどん生まれてくる、子供たちがどんどん増える時期で保育園も足りない、幼稚園も足りないという状況下において、美濃部さんが10分の10の費用でぜひ国立市も買ってくださいと、こういうお話があったわけです。国立市には幼稚園を建てる計画はもともとなかったんです、計画行政の中には、ただ、そういう経過があるので、同時の石塚さんが判断されて、議会もそういうことで買われたと。

ただし、もともと幼稚園を建てるという明確な計画はなかったわけです。たしか私の記憶ではそうなんですけれども、そういう中において塩漬けになっていったと。ところが、最近になりまして、先ほど少しありましたけれども、非常に待機児、今度は幼稚園ではなくて待機児の問題が大きくクローズアップされて、特にゼロ、1、2のほうの待機児が多いということで、小規模の保育園、もしくは通常の保育園ですけど、保育園が建てられないかという検討もしたんですが、あの土地全体では、通常の保育園をなかなか建てるだけの規模が取れないということもありまして、また、塩漬けになっていったという経過があります。

その中で、全体で未利用地をどうするかという方針の中で、菅平は既に売却しましたが、今後ストックマネジメントで、資産を再編、整備していくとするならば、土地という資産を基金という資産に付け替えると。要するに、公共施設整備基金の売却をして、土地という資産を基金という資産に付け替えて、新たな資産へ付け替えていくと。その経費にすることが、もともとの趣旨に大変沿ったものであろうという方針を立てました。

ただし、この土地については、2度の議会の陳情採択も、1回は趣旨採択で、もう1回は採択がありまして、様々な矢川プラス等の経過等もある中において、一定の解決も図っていかねばいけないということがある中において、今回の結論に一部を貸し付けることによって、それこそ自治会活動を補完しながら、なおかつ、残りの土地については今後、ストックマネジメントの用地としてどうす

るかということ、改めて考えていくという経過をたどっているということです。

○【高原幸雄委員】 今の市長の経過についての報告は一定理解できるわけですが、そこで先ほどから議論になっている、そもそもの、ここに民間の、いわゆる自治会を、自治会館の建て替えということで無償提供すると、こういう議論が発生するという事は、市道406号線の築造ということがあって、今の自治会館は私も現場を見てきましたけど、プレハブの2階建てです。元サニー自動車の西側のところですけど、あそこのところが、つまり道路の拡幅で買収されると、こういう事態の中で、実は移転しなければならないと、こういうことが生まれたわけです。

それに伴って、市のほうは要するにどこに、市のほうというか、要するに自治会としても、陳情採択を受けて市がどう考えているかという協議が多分あったんだろうと思うんです。そういう経過があるのかと思いますので、だから、事実経過としては経過として、ここに3ページに書いてあることは、これはこれでいいんですけども、さらに、先ほど質疑があったように、原因となっているところも、きちっとなぜそうなったのかということは、説明の中には入れていく必要があるんじゃないかと私は考えました。思いました。

そこで……（「今の話は」と呼ぶ者あり）

○【関口博委員長】 ちょっと待ってください。まだ続いています。

○【高原幸雄委員】 そこで、先ほど土地の価格が答弁であったわけですけど、133平米でしたか、そこに係る価格、いわゆる土地の価格は3,880万円というかなり高額な土地になるわけです。

この無償貸付けというのは、今まであまり、30年間も無償で貸し付けると、しかも民間の団体になりますから、こういうことというのはあまりないんです。青柳のいわゆる会館設置に伴って公園の用地を活用すると、提供するという経過、確かにそれも前例としてはあります。30年間無償で貸し付けるとというのは、それは自治体のやり方として、市民活動を支援するというのは分かりますけども、条例や法令上は何ら問題ないのかという疑問が出てくるわけです。その辺についてはどうなんですか。

○【関口博委員長】 ちょっとお待ちください。市長、いいですか。

○【永見市長】 ここの集会所の問題というのが、いつからの課題かと言いますと、富士見台3丁目の防災センターを設置したとき以来の課題なんです。ですから、もう30年も前なんです。ですから、道路拡幅という問題以上に、当時、防災センター設置構想で500メートルの円の中で、1か所の集会所を造っていきこうと、集会所兼防災センターを造っていきと。防災センターじゃないところは集会所に防災機能を入れていきと、そういう構想で進めていまして、それがちょうどエリア的には3丁目と4丁目が半径500メートルの円の1つのコミュニティ区になって、用地をいろいろ市としても探したんですが、結果的に、3丁目側のあそこに、今の場所に用地が求められて、それで建設がされたと。ですから、当然、当時のことを思い出しますと、3丁目の人たちは私のほうへ、4丁目の人たちは私のほうへという大変な綱引きがありまして、結果的に用地の関係もありますから、今のところになったと。

そうしますと、4丁目としては、3丁目の中の集会所は非常に使いづらいじゃないかということで陳情が出て、趣旨採択。ただ、そういう500メートルの考え方もあるから、むげにすぐ造れと市には言えないということで、趣旨は分かるという趣旨採択だったんですが、最終的に採択をされた中において、どうやって解決を図っていくのかと、議会の意思を踏まえて、どうやって解決を図っていくのかということ、一方で考えながら、やってきたわけです。それで、青柳中央会の非常にいい例があって、自助努力をするならば、市も支援をして、そして、コミュニティ活動を活性化してもらうのが

望ましいだろうと、その結論に行くまでには矢川プラスの管理運営はできないだろうかとか、自分たちの集会所にならないだろうかとか、様々な御意見がありましたけども、ただし、そういう土地を提供して何とかしようというときに、今度は法人格を持っていませんからコミュニティ補助が取れないということもあって、中央会さんの中にはなかなかいかないという要素もある中において、富士見台の道路の拡幅による補償、補填のお金を財源として、自分たちでやりましょうという機運が4丁目の中に盛り上がって、やっとここに日の目を見た経過を御理解いただければいいのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○【三澤まぢの振興課長】 法的に問題ないのかということに関しては、もう既にリーガルチェックをしておりまして、権利能力なき社団ということで、富士見台四丁目自治会と確認できましたので、問題ないということで提案させていただいている次第でございます。以上です。

○【高原幸雄委員】 だから、今、市長が答弁された中身で、要するに406号線の移転補償の問題で、自治会には費用が入ると。今度、無償貸付けで土地を確保された後に自治会館を建てるわけですか。それは自治会の費用で建てるということになるわけですか。

移転補償の問題で、自治会で今、自治会館のあるところの土地というのはどのぐらいで移転費用を補償されたんですか。それは今、分かりませんか。

○【関口博委員長】 計画がどうなっているのかという説明に入っちゃう。（「じゃあ、質疑を変えます」と呼ぶ者あり）高原委員。

○【高原幸雄委員】 公で答弁できないということですから、それはそれで、仮に、質疑を変えて、四丁目自治会の団体としての地域の範囲は分かります、富士見台4丁目だから。構成というのはどれぐらいの市民が四丁目自治会に加入して、団体として活動しているということになるんですか。その辺のところを教えてください。

○【三澤まぢの振興課長】 自治会の世帯数、規模とか活動状況の御質疑ということだと思ひんのですが、一応自治会の世帯数は137世帯でございます。

自治会の規模と申しますと、広さなどでまちまちなので、なかなか比較というのは難しいんですけども、どれぐらいなのかと申したところでは、谷保地区の自治会が幾つかあると思ひますけれども、本町地区の自治会とは大体同程度、100代ですか、100世帯代の自治会が多くございますので、その規模の自治会となっております、様々、ふだんから防災活動ですとか、あるいは、第二中学校の生徒さんとの清掃活動ですとか、地域にとって欠かせない活動をしていただいている、そんな団体でございます。以上です。

○【高原幸雄委員】 最後にしますが、いわゆる本町地域の町内会、自治会と同じような規模ということの答弁がありました。すると、今後、市としては、こういう各市内には嫌々な町内会や自治会があるんですけど、今、活動の運営費補助というのをを出していますよね。これはこれで、私たちの団地の自治会なんか補助を受けて、いろいろ活動に使わせてもらっているんです。そうすると、例えば地域のそういう団体が、自治会館が何かの事情で、特に本町地域なんか運営できないと、あるいは移転しなきゃならないという事態になれば、それは今回と同じように、どんどん土地の無償提供だとか、いろいろ条件はあるでしょうけど、そういうことをやっていくという市としての対応とか方針というのは、そういう考えが今後もやられるということなんですか。かなり難しいところだと思ひんだけども。

○【三澤まぢの振興課長】 現状で申し上げますと、そういった事例はございません。今回、どうし

てこのような形で、無償貸付けで提案させていただいているかというのは、議会の採択という御意思を受けての措置ですので、当然、要望に沿って無償貸借という形でやっていけば、必ずどこかで行き詰まるというのは、誰が考えても明らかな話ですので、そういった方針は事実上、取れませんし、議会の意思を尊重させていただいた上で、この措置を取っていること。現状では、そういった自治会はないということで答弁させていただきたいと思います。以上です。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。

○【香西貴弘委員】 第82号議案財産の無償貸付けについて、賛成の立場で討論いたします。本財産の無償貸付けによって、これまで長年の懸案でありました、富士見台4丁目における自治会の活動の拠点ともいべき集会所が建築されることが可能となり、今後の地域行事、特にお祭りであるとか、また、お祭りの準備、また、場合によっては防災への備え、そのような内容のことなど、集会をすることによって、一つ一つ、地域の課題に対して準備をしていくことができる、そのようなことが可能になるということだと思います。

従前以上に、地域住民の福祉の向上、そして、地域コミュニティ総体としての活動への力が発揮されることになることは大変に喜ばしいことではないかと私自身、思いますし、また、大変有意義なものであると思います。以上の点において、本議案に賛成するものであります。

○【藤田貴裕委員】 それでは、賛成の立場で討論させていただこうかと思います。矢川メルカード商店街へのアクセス道路の拡幅で、ちょうどこういう議案になったのかということ、今までの長い経過の中で、それは十分に認識をしましたので賛成をしたいと思います。

この土地は、事前に伺いましたけども、自治会さんが使う133平米以外は利用できない予定みたいです。けれども、私はどうせ売るまでだったら、わざわざ門扉を閉めておく必要もないと思います。市民の人が活用してもいいでしょうし、自治会の人がお餅つきだとか、ほか親睦関係で土地を使いたいという話があるんだったら、その部分も私は使ってもいいのかと思います。どうせ土地の事前の整備をするんだったら、今の枯れた草は全部刈って、市民の皆さんも公園のような機能で使えるようにしたほうが私はいいのかと思いますので、検討していただきたいなと思います。議案には賛成したいと思います。

○【小川宏美委員】 国立市が議会での陳情採択なども受けた経過があつて、住民の自治活動を促して、支援するために今回の財産の無償貸付けの議案を提案されたんだということも分かりました。そして、ヒアリングの中で市内の自治会の中でも青柳中央会さんと富士見台四丁目自治会の2つに、市が土地を貸していることも知らされました。

そして、私も質疑をさせていただきましたけれども、経過の中に無償貸与していく経過、決定した経過に、市道富士見台406号線の拡幅に伴って、自治会の倉庫の移転と補償、移転補償契約などがあつたことも説明がありました。これは今回の経過から省かなくてもよかったのではないかと私は思っております。それが1つの経過であつて、これにたどり着いたということは、これから富士見台4丁目地域が大きく動くということは私たちも分かっていますし、今、住民参加で地区計画策定などもあるわけですから、道路の築造とともにこういったことも行われているという経過のほうが、説得力があつたと思います。

3,880万円ほどの土地、30年の無償貸与、固定資産税も免除されることも分かりました。一方で、

現在、自治会に参加している世帯が137世帯、自主的な防災活動や第二中学校の生徒さんとの活動もしていることも、今の答弁から分かりました。自治会が今後ますます、活動を活発にして、地域まちづくりに励まれることを私も希望しております。賛成と致します。

○【石塚陽一委員】 本議案については、該当自治会などからも陳情が出された経緯があり、今回も行政当局が市政遂行上から策を講じられていた案件で、市の持つ土地が活用できるとのことであり、地域市民の皆様のご共用できる施設であり、喜ばしく思います。よって、本議案には賛成いたします。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本会議から付託された事件の審査は終了いたしました。

ここで休憩に入ります。

午後0時12分休憩



午後1時16分再開

○【関口博委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

報告事項に入ります。

まず、お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、文書による報告とし、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【関口博委員長】 報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 初めに、議員各位、国立市議会におかれましては、さきの決算特別委員会での通告制など、引き続き感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、各部ともに感染症対策を講じつつ業務に臨むことができいております。この場をお借りしまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況につきまして、御報告いたします。

対策本部事務局を健康福祉部長とともに所管しております私から、国立市健康危機管理対策本部会議の経過及び本委員会所管の各部局の取組状況、その進捗などにつきまして、委員会資料No.53により補足的に御説明させていただきます。

では、お手元の建設環境委員会資料No.53の1ページを御覧ください。(1)健康危機管理対策本部会

議、以下、対策本部会議と申し上げます。こちらの開催状況でございますが、令和2年9月の常任委員会で御報告した後、対策本部会議を2回開催しております。令和2年9月25日の第7回では、国立市医師会長より、感染防御策を継続して実行していく必要がある。ただし極端に外出を控えることは、特に高齢者にとってよくないと思われる。人混みを避けるなど、十分注意をした上で活動していくことが大切であるといったコメントを頂きました。

また、永見本部長からは、あらゆるチャンネルを使って市民に接する機会に質問に答えながら正確に情報が伝わるよう、細やかな対応に取り組んでいく必要があるとの指示がございました。

第8回対策本部会議では、市医師会長より、PCR検査の状況について、唾液を検体とするPCR検査は、市内の複数医療機関で実施している。インフルエンザの検査については、それぞれかかりつけ医に電話で相談してほしい。保健センターに受診先の相談をしてもらうとよいとのコメントを頂いております。

また、本部長からは、国立市の新規感染者数がそこまで少ないとは言えず、常にリスクと背中合わせであると感じる。新型コロナウイルス感染症は、誰もがかかり得る病気であることを啓発しつつ、差別のないまちづくりを目指して取り組んでいてもらいたいとの指示がございました。

あわせて、対策本部会議の下部組織として9月に1回、10月に1回の運営部会を開催し、市内の感染状況の確認、対策に係る事業の進捗等について共有し、課題整理や方針の確認を並行して行っていました。

続いて、(2)新型コロナウイルス感染症に関連する各部の取組状況についてでございます。建設環境委員会に関係する項目のみ御説明申し上げます。2ページを御覧ください。右側の下段、4、生活環境部のところでございますが、まちの振興課では、引き続き、事業者関係の支援を行っているところでございます。

3ページを御覧ください。5の都市整備部のところでございますが、下水道使用料の支払い猶予の状況を掲載しているところでございます。

最後になりますが、現時点で国立市民でPCR検査陽性が確認された方は55名、うち療養等が終了された方が直近で52名でございます。この間、感染数が増えてはおりますが、市民の皆様並びに市内事業者の皆様による感染拡大防止に向けた取組への御協力、御対応により、これまでに継続して、市内でのクラスター発生は見られず、重症化した方もいらっしゃらない状況です。

今後も、市民の皆様や地域の専門職の方と協力し、一丸となって市の新型コロナウイルス感染症対策を進めてまいりますので、議員の皆様にも、引き続き御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。御報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○【関口博委員長】 報告が終わりました。

質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。



○【関口博委員長】 これをもって、建設環境委員会を散会と致します。

午後1時20分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和2年11月11日

建設環境委員長

関 口

博